

諮問第42号

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成22年6月14日付け千葉市指令都住整第24号により行った「平成17年度から平成20年度における、滞納繰越者数の中の電話番号がわかる件数」（以下「本件公文書」という。）を不存在による不開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成22年6月4日付けで、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「（平成20～17年度）市滞納繰越者の中での電話番号がわかる件数、CDチップス含む」の開示を求める公文書開示請求書を提出し、実施機関は、同日これを収受した。

2 不開示決定

実施機関は、開示請求に対し、請求のあった本件公文書は未作成により存在しないとして本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成22年8月13日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立書を提出し、実施機関は、同月17日にこれを収受した。

4 諮問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成22年9月22日付け22千都住整第929号の2により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張

異議申立書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、滞納繰越者の電話番号数の開示を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

滞納者の電話番号把握数（率）が存在しない訳がない。

第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

1 本市の市営住宅使用料滞納者情報の処理方法等について

市営住宅使用料滞納者に係る情報は、市営住宅使用料の住宅管理システムにより管理している。滞納者との交渉は、当該システムから出力される滞納管理票を使用して戸別訪問による徴収を実施し、その結果を交渉記録として当該システムに登録し、最新の情報に更新している。

このように、滞納者情報は常に更新されているため、職員が滞納者に架電する際も、当該システムで最新情報を確認している状況である。

2 本件公文書を不開示とした理由について

本市は、文書による催告及び市営住宅明渡請求の法的措置を中心とした滞納整理を実施し、戸別訪問による徴収も行っているため、電話による催告は補助的なものと位置づけている。そのため、電話番号の把握件数及び電話番号判明率を把握する必要性は乏しい。

よって、本市では本件公文書を紙媒体でも電磁的記録でも作成をしておらず、本件処分を行った次第である。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

異議申立人は、開示請求書において、「平成17年度から平成20年度までにおける、滞納繰越者数の中での電話番号がわかる件数」の開示を求めている。

実施機関では、市営住宅使用料滞納者に係る情報を、市営住宅使用料の住宅管理システムにおいて管理している。同システムでは、入居日・退去日の登録のほか、「徴収等に係る交渉記録の滞納情報」及び「滞納者情報」が記録されており、

滞納繰越者の電話番号が判明している場合には、当該電話番号が記録され、同システムの端末において電磁的記録として閲覧することができる。また、この他に実施機関において滞納者の電話番号が記録されている公文書は存在しないものと推認される。

したがって、本件開示請求の対象として特定すべき公文書とは、上記の住宅管理システムに記録された情報のうち、平成17年度から平成20年度までに、市営住宅使用料の滞納者で電話番号が判明している件数を表す文書といえる。

2 本件公文書の不存在について

実施機関では、市営住宅使用料の滞納者について、上記の住宅管理システムから出力した滞納管理票を使用して各個に戸別訪問等による徴収を実施し、その結果を交渉記録として、再度、同システムに記録する運用を行っている。そのため、同システム上での滞納情報及び滞納者情報は、随時、最新の情報に更新されている状況にある。

したがって、市営住宅使用料の滞納者で電話番号が判明している件数とは、各時点で住宅管理システムに記録されている滞納者情報のうち、滞納者の電話番号が記録されている件数をその都度、集計することで明らかとなる。すなわち、本件開示請求の対象である「滞納繰越者数の中での電話番号がわかる件数」を記録した公文書が存在するといえるのは、実施機関において、過去、平成17年度から平成20年度までの各年度に、市営住宅使用料の滞納者で電話番号の判明している件数を集計する公文書が作成されていた場合ということになる。

実施機関の説明によると、実施機関においては、市営住宅使用料の滞納者に対し、文書による催告及び市営住宅明渡請求の法的措置を中心とする滞納整理を実施し、滞納された住宅使用料については戸別訪問による徴収を行い、その一環として架電による催告を行っており、かかる業務運営の下で、滞納者情報のうち電話番号の判明している件数ないし判明率等を特に集計して把握する必要性は乏しく、「滞納繰越者数の中での電話番号のわかる件数」を示す帳票等は紙媒体及び電磁的記録のいずれについても作成していないとしている。

本審査会が住宅管理システムについて検分したところでは、実施機関における市営住宅使用料の管理業務において、滞納された使用料の徴収業務等は住宅管理システムの記録を打ち出した滞納管理票に基づいて行われるものであり、電話による催告は業務の目的達成のための手段の一つに過ぎず、専ら滞納者情報のうちから電話番号の判明している件数の把握を目的とした公文書をことさらに各年度において作成する義務が実施機関にあるとは認められず、その他、このような文書を作成もしくは使用していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点は見受けられないものと考えられる。

よって、本審査会は、実施機関が不存在を理由とする不開示決定をしたことは妥当であると判断する。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成22年 9月24日	諮問書の受理
平成22年11月29日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年 4月17日	実施機関理由説明及び審議（第121回審査会）
平成24年 5月29日	審議（第122回審査会）
平成24年 6月26日	審議（第123回審査会）
平成24年 7月31日	審議（第124回審査会）